



# 互助会報

平成27年度退職福祉部号

～事業のご案内～



短期人間ドック利用助成

国内外研修旅行助成金

施設利用助成

医療費補助

弔慰金



この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容についてご案内をしております。

事業に関する請求手続きや、退職後の異動、変更内容に関する手続きなど、掲載しております。

一生涯の福利厚生事業となっておりますので、ご家族の皆様も目を通していただき会員様がこの退職福祉部制度に加入し、どのような事業の適用が受けられるのか確認いただければ幸いです。

退職福祉部に加入いただいております皆様への唯一のお知らせとなります。

発行 (一財)高知県市町村職員互助会 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館内

TEL 088-824-1306(直通)・088-823-3213 FAX 088-823-5270

ホームページ <http://www.kochi-kyosai.jp/gojyokai/index.html>

# ～平成26年度事業報告及び決算～

退職福祉部では、現在、現職で掛金を納めていただいている現職会員（配偶者現職会員を含む。）と、既に退職をされ事業の適用を受けられている退職会員及び配偶者退職会員により構成されております。また、事業の原資としては、現職中に納めていただいた掛金を準備金として積立て、その準備金により給付等の支出を行なっております。

26年度決算により、事業収入となります掛金につきましては、現職会員の減少はありましたが、人事院勧告による給与改定の影響があり約120万円の増加、また、運用利息及び償還差益につきましては、債券が償還されたことにより、昨年より約3,600万円の増加となりました。今後も引き続き、安定した債権の購入を予定し、資金運用に努めていく所存です。

事業支出につきましては、医療費補助金は前年度よりは減少しておりますが、単年度の収支差額で比較すると収入に比べて支出が多く、本年度についても不足金が生じましたので、準備金を取崩し補てんいたしました。

## ◆現職会員数と退職会員数

種別	区分	25年度決算	26年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		6,827人	6,658人	△169人
配偶者現職会員数		3,192人	3,079人	△ 113人
退 職 会 員 数		9,032人	9,207人	175人
配偶者退職会員数		5,387人	5,447人	60人

## ◆事業収入

科目	区分	25年度決算	26年度決算	比較増△減
掛 金		154,479,374円	155,704,079円	1,224,705円
利 息 及 び 配 当 金		57,285,995円	65,092,154円	7,806,159円
償 還 差 益		0円	28,129,000円	28,129,000円
繰 入 金		7,324,146円	0円	△7,324,146円
計		219,089,515円	248,924,233円	29,834,718円

## ◆事業支出

科目	区分	25年度決算	26年度決算	比較増△減
医療費補助金		286,306,300円	282,809,200円	△3,497,100円
弔慰金		7,460,000円	8,760,000円	1,300,000円
施設利用助成金		2,382,868円	2,501,863円	118,995円
短期人間ドック助成金		27,652,390円	27,787,045円	134,655円
研修旅行助成金		1,980,963円	1,800,936円	△180,027円
計		325,782,521円	323,659,044円	△2,123,477円

## ◆管理費

科目	区分	25年度決算	26年度決算	比較増△減
職員給与		6,945,254円	6,076,518円	△868,736円
厚生費		5,000円	5,000円	0円
旅費		41,105円	66,852円	25,747円
事務費		2,975,034円	2,998,817円	23,783円
委託費		1,054,435円	1,078,010円	23,575円
委託管理費		1,824,000円	1,824,000円	0円
賃借料		3,004,417円	2,953,448円	△50,969円
普及費		240,000円	220,000円	△20,000円
負担金		3,400,147円	3,590,824円	190,677円
その他事務局経費		1,984,439円	3,355,914円	1,371,475円
計		21,473,831円	22,169,383円	695,552円

退職福祉部の管理費については、上記のとおりとなっております。その他事務局経費として、光熱費、消費税等が含まれます。委託費は、医療費の自動給付を行うための情報提供料等で、また、委託管理費は退職福祉部におけるシステム保守費用であり、年間一定額を支出しております。

退職福祉部については、長期的な事業運営が原則となっていますので、5年ごとの再計算により、必要となれば財源や事業の見直しを行なっております。一生涯の福利厚生を行なうための再計算ですが、できる限り会員の皆さんの負担を軽減できる形で運営を行なっております。現在、掛金を納めていただいている現職会員の方が退職をされた後も、現行制度の維持ができるように検討していきたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、詳細ページでご確認いただき、対象となるときは退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇病院や薬局で医療費を支払ったとき……5～7ページ
- ◇お亡くなりになられたとき……………7ページ
- ◇4日以上の旅行に行かれたとき…………8ページ
- ◇契約施設で宿泊されたとき……………8ページ
- (指定宿泊施設一覧表……………9～12ページ)
- ◇人間ドックを受けられたとき……………13ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇住所が変わったとき
- ◇金融機関を変更されるとき
- ◇氏名が変わったとき
- ◇健康保険証が変わったとき
- ◇後期高齢者になられたとき

**※住所・氏名・金融機関の変更は、17ページの異動届を使用ください。**

〔※後期高齢者医療制度に変更になられる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。  
なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。〕

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ① 医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ② 医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

# 病院や薬局で医療費を支払ったとき→医療費補助金・配偶者医療費補助金

## 1. 給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」と「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

### 【給付の対象となるもの】

- \* 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- \* コルセット代等の療養費払いをしたもの。

### 【給付の対象とならないもの】

- \* 入院時食事代および居住費
- \* 室料
- \* 文書代
- \* 予防接種
- \* その他保険適用外分

## 2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者退職会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

### ☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと、入院・外来は別々となります。総合病院での歯科診療は、一医療機関と見なします。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別になります。（処方箋を発行された医療機関ごとになります。）ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。

※前期高齢者及び後期高齢者医療制度の方につきましては、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、住民税課税区分により1件の取り扱いが異なってきます。

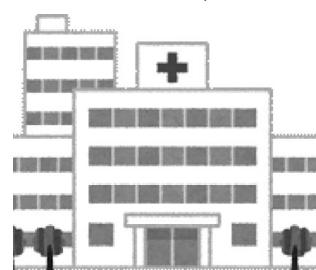
☆ 最低給付額は500円です。（給付額が500円未満の場合は該当になりません。）

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

（ただし、住民税課税区分や年齢により上限が異なります。※次表参考）



## 〔70歳未満〕

区分		給付対象上限額
アイ	年収約770万円超 健保：標準報酬月額53万円以上 国保：年間所得600万円超	72,300円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保：年間所得210万円以上600万円未満	72,300円 (44,400円)
エ	年収約370万円未満 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円未満	57,600円 (44,400円)
オ	住民税非課税者	35,400円 (24,600円)

## 〔70歳以上(後期高齢者医療制度該当者含む)〕

区分	給付対象上限額	
	外来のみ	外来・入院あわせて
現役並み所得者	44,400円	72,300円 (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

- ◎ ( )は過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の自己負担額です。
- ◎ 退職福祉部の給付額は上記給付対象上限額から、退職会員は5,000円、配偶者退職会員は6,000円を差し引いた額となります。
- ◎ 高額療養費については各保険者への請求となりますので、加入健康保険者にお問い合わせいただき、ご請求ください。ただし、「限度額適用認定証」の交付を受けている場合は、高額療養費までの自己負担となっておりますので、請求の必要はありません。



### 3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付】と【請求方式】の2通りとなります。

#### 【自動給付できる健康保険】

会員の方が加入されている健康保険の保険者から直接、互助会に医療費情報等を提供してもらい医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していないため、下記の健康保険に加入されている方は自動給付になりますが、それ以外の健康保険に加入されている方は請求方式のみの取扱いとなります。

また、**給付されるのは基本的に診療月の3ヵ月後になります。正しい給付がされない場合には、互助会までご連絡ください。**

#### 一自動給付ができる健康保険制度一

- \* 高知県内の市町村の国民健康保険
- \* 高知県内の後期高齢者医療保険
- \* 高知県市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- \* 高知県市町村職員共済組合の被扶養者

ただし、高知県内の市町村の国民健康保険および高知県内の後期高齢者医療保険加入の方は、保険証の変更手続き時に**必ず「同意書」の提出が必要となります。**「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

## 【自動給付できない健康保険の請求方法】

前ページの「自動給付ができる健康保険制度」以外の健康保険で医療機関等にかかり自己負担額を支払った場合で、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書を添付して互助会に送付いただく方法です。

請求書については互助会までご連絡いただければ郵送にて送付いたします。

### 【請求方法】

請求書類 … 「医療費・配偶者医療費請求書」

添付書類 … 領収書又は請求書下欄の診療報酬領収済証に病院の証明

#### ※ 注意事項

##### 1. 1件の取り扱い（国民健康保険法等による。）について

暦月ごと（月の初日から月末までを1ヶ月。）、医療機関ごと（入院・外来ごと。総合病院での歯科は一医療機関と見なします。）、調剤薬局ごと（処方箋を発行された医療機関ごと。ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して取り扱います。）に1件として計算しますので、それぞれ1件につき、1枚ずつの請求書が必要となります。

##### 2. 35,400円以上自己負担した場合

###### \* 課税世帯の方

住民税の課税証明書、納税通知書のコピー（所得額が記載されているもの）又は限度額適用認定証のコピーを提出してください。

70歳以上の方については、外来で合算額が8,000円以上、入院を含む医療費合算額が15,000円以上自己負担した場合に必要です。

☆ 国保の方は、該当者が非課税でも同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となりますので、その方の証明をいただくことになります。

☆ その他健康保険の被扶養者については、健康保険加入者ご本人の証明となります。

\* 非課税世帯の方 … その旨、お電話でご連絡ください。

##### 3. 診療月の翌月以降に請求してください。診療月と同月に請求をいただいても、受付は翌月になります。

## お亡くなりになられたとき →弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類（お亡くなりになった会員及び請求する遺族との続柄が確認できる書類）とともに当会まで返送してください。請求は相続権者がしてください。

\* 退職会員となって 1年以内の死亡 …… 100,000円

2年以内の死亡 …… 50,000円

2年を超えての死亡 …… 30,000円

\* 配偶者退職会員 …… 20,000円

# 4日以上の旅行に行ったとき → 国内外研修旅行助成金

県内の旅行は対象となりませんが、それ以外の旅行については3年度に1回を限度として助成があります。ただし、旅行最終日から60日以内に請求していただかないと、給付の対象外となってしまいます。

ご連絡いただければ請求書をご送付いたします。

◎旅行の助成は次の条件をみたすものに限ります。

- 《条件》 ① 旅行日程3泊4日以上  
 ② 旅費 1人60,000円以上  
 (旅費の支給があった場合は、  
 自己負担額60,000円以上)

\* 退職会員 10,000円助成

\* 配偶者退職会員 5,000円助成



## 【請求方法】

請求書類 「国内外研修旅行助成金請求書」

添付書類

1. 旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書（ご夫婦で行かれる場合等は、お二人分だということが確認できるもの）
2. 旅行滞在を証明できるもの（日程表、行程表、領収書等）
3. 海外旅行で、ご本人確認及び日程等が不明なときはパスポートの写し（写真部分及び日本の出入国スタンプの各頁）を提出いただく場合があります。

# 契約施設で宿泊されたとき → 施設利用助成金



退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき、助成いたします。（次ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。）

請求方法は、施設発行の領収書に宿泊者氏名と住所をご記入の上、当会へ送付してください。宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合には、両方の名前を記入してください。

なお、宿泊施設の詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。

\*1人1泊2,000円

ただし、1旅行につき7泊を超える請求につきましては、7泊を限度といたします。

# 人間ドックを受けられるとき→短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。  
必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者退職会員	7,000円



- ☆ 受診時、施設にお支払いいただく金額（会員約20,000円、配偶者約28,000円）が助成後の額となります。受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。
- ☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。
- ☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。
- ☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにもお問い合わせください。（当会と協会けんぽの健診内容・費用等が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。）

## ＜指定受診施設＞

指 定 受 診 施 設	住 所	電 話 番 号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088-883-9711
いづみの病院	高知市薊野北町2丁目10-53	088-826-5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880-34-2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター	高知市桟橋通6丁目7-43	088-831-4800
・幡多健診センター	宿毛市山奈町芳奈3-9	0880-66-2800
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889-43-2121
J A高知病院 J A高知健診センター	南国市明見526-1	088-863-8510

# 県内の指定宿泊施設

No.	施設名	所在地	TEL	備考
1	北川村温泉 ゆずの宿	安芸郡北川村小島121	0887-37-2321	
2	コミュニティセンターうまじ うまじ温泉	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	
3	芸西村の家	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	
4	香南市サイクリングターミナル	香南市夜須町手結山1304	0887-55-3196	
5	羽尾大釜荘	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	
6	べふ峡温泉	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	
7	ピースフルセレネ	香美市香北町美良布1224-2	0887-59-3388	
8	梶ヶ森	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0256	
9	ゆとりすとパークおおとよ	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	
10	さめうら荘	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	
11	自然教育センター白滝	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	
12	桂浜荘	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	
13	オーベルジュ土佐山	高知市土佐山東川661	088-850-6911	
14	高知会館	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	
15	高知共済会館	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	
16	山荘 しらさ	吾川郡いの町寺川しらさ峠175	090-1177-5633	
17	木の香温泉	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	
18	土佐和紙工芸村くらうど	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	
19	木の根ふれあいの森	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
20	中津渓谷湯の森	吾川郡仁淀川町名野川1258-1	0889-36-0680	
21	高原ふれあいの家 天狗荘	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	
22	鰐乃國の湯宿 黒潮本陣	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	
23	四万十源流の家	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	
24	雲の上のホテル	高岡郡梼原町太郎川13799-3	0889-65-1100	
25	ホテル松葉川温泉	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	
26	ウェル花夢	高岡郡四万十町江師546番	0880-27-1211	キャンプ不可（※注）
27	ホテル星羅四万十	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	
28	とまろっと	四万十市下田3548	0880-33-0101	キャンプ不可（※注）
29	足摺テルメ	土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301	
30	椰子	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	
31	ベルリーフ大月	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	

（※注）キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

# 県外の指定宿泊施設

## ◎北海道・東北の宿

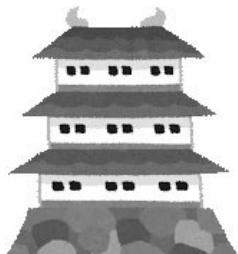
県名	施設名	所在地	TEL	備考
北海道	ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6丁目2	011-241-9111	
	ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748	
青森県	アップルパレス青森	青森市本町5丁目1-5	017-723-5600	
岩手県	ゆこたんの森	岩手郡雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600	
宮城县	パレス松洲	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106	
山形県	むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035	
	うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715	
福島県	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171	

## ◎関東の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
茨城県	大洗鷗松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122	
栃木県	ホテルニューもみぢ	那須塩原市塩原1074	0287-32-3215	
	那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636	
群馬県	アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	事務局048-822-3304 施設 0279-88-1300	
千葉県	オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111	
	黒潮荘	鴨川市貝渚2565	04-7092-2205	
東京都	ホテル日航立川 東京	立川市錦町1-12-1	042-521-1111	平成27年10月 オープン予定
	東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4600	
	アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011	
	全国町村会館	千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471	
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121	
静岡県	シーサイドいいたが	熱海市上多賀12	0120-73-1241	
山梨県	ホテルやまなみ	笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522	

## ◎東海・北陸の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
新潟県	瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291	
	アクアーレ長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656	
富山県	グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716	
石川県	おびし荘	小松市井口町木55	0761-65-1831	
福井県	越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151	
岐阜県	紫雲荘	下呂市湯之島692	0576-25-2101	H27.8.31まで 休館日
愛知県	シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151	
	レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811	
三重県	サンペルラ志摩	志摩市磯部町的矢314	0599-57-2130	



## ◎近畿の宿

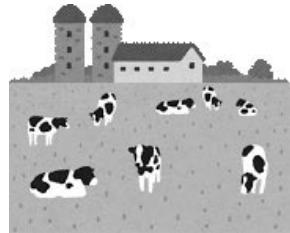
県名	施設名	所在地	TEL	備考
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	大津市にの浜1-1-20	077-527-6333	
	憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345	
京都府	ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777	
大阪府	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702	
兵庫県	ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600	
	ゆめ春来	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211	

## ◎中国の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
鳥取県	ホーッスターとつり	鳥取市永楽温泉町556	0857-26-3311	
	溪泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828	
	弓ヶ浜荘	米子市皆生温泉4-6-12	0859-22-7476	
島根県	ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195	
岡山县	サン・ビーチOKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631	
山口県	防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555	

## ◎四国の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
徳島県	ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121	
	剣山雲海荘	三好市東祖谷菅生	営業期間内088-622-0633 営業期間外0883-56-0966	営業期間 4月中旬～11月中旬
香川県	ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677	
愛媛県	えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311	



## ◎九州の宿

県名	施設名	所在地	TEL	備考
大分県	コスモス荘	玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221	
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285	
鹿児島県	マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822	

(注1) 請求期限は事実が発生した日から2年以内となっておりますので、ご利用になられている場合にはご請求ください。

(注2) 備考記載内容は、変更されている場合がありますので、申込の際は再度ご確認ください。

平成27年7月1日現在

## ～請求等にかかる注意事項について～

### ○ 請求による給付について

#### 給付の請求日と給付日

- \* 請求日 … 毎月15日までに請求してください。
- \* 給付日 … 翌月中旬頃給付いたします。請求書受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。
- ☆ 医療制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

#### 平成27年度給付予定日

8月17日	12月15日
9月15日	1月15日
10月15日	2月15日
11月16日	3月15日

#### 給付の権利

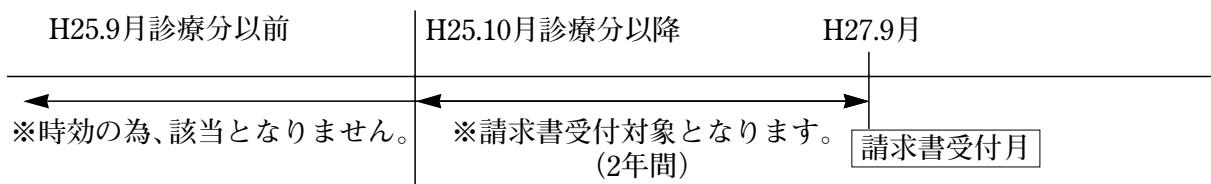
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。  
ただし、医療費補助金につきましては、診療月で確認ください。

#### ●●●【医療費補助金】を請求する場合●●●

1. 請求書に添付いただく領収書は、受診者氏名、診療年月日、医療機関等、医療費自己負担額（保険適用内自己負担額）が確認できるものを必ず添付ください。調剤薬局につきましては、処方箋を発行した病院名の記載のある領収書を添付してください。
2. 70歳以上の方は、自己負担額・課税区分により1ヶ月の自己負担額が合算され、1件の取扱いが異なる場合があります。（6ページの上段70歳以上の表に記載された額を超える場合は、合算の対象となります。）ご不明な点は、退職福祉部までお問い合わせください。
3. 給付の請求期限は2年を時効とします。

#### ＜請求の時効例＞

★請求書の事務局受付月が平成27年9月中（9月末日必着分）の場合、遡って請求できる診療月は、平成25年10月診療分以降です。



#### ＜コルセット代等（療養費払い）の請求の仕方＞

お支払いしている額は、全額（10割負担）となっています。保険者に請求後（7～9割分が返金）の自己負担額が、控除額（退職会員5,500円、配偶者退職会員6,500円）を超える場合は該当となりますので、「医療費補助金請求書」にてご請求ください。

\*添付書類…「装着証明書」・「領収書または明細書」・「保険者からの支給通知」のコピー

## ●●● 【弔慰金】を請求する場合 ●●●

- 退職会員及び配偶者退職会員の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された月に給付金等の支給がある場合は、登録口座が凍結され支給が中断される場合があります。この中断した給付については、弔慰金請求書に記入された請求者口座に、後日送金いたします。
- 市町村共済組合年金受給者の方で、市町村共済組合年金担当に死亡の連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
- 請求者は、相続権者となります。相続の続柄が確認できる謄本又は抄本を添付いただきます。

## ●●● 【国内外研修旅行助成金】を請求する場合 ●●●



- 旅行終了日から60日以内の請求は厳守ください。
- 領収書は請求者の記載されたもの（お二人の場合は、二人の確認できるもの）を添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者（請求者以外）になっている場合は、請求者のお名前で領収書を準備ください。

- 個人旅行の場合は、日程（県外での3日以上の宿泊が確認できる内容）及び1名につき6万円以上の旅行費用が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。
- カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前に送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。



※ 請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

## ※ 【給付年度の取扱い】

H26.4.15支給日

H26.2.29旅行終了日

H26年度・27年度・28年度は、  
支給対象外年度となります。H29.4月以降の給付  
日から対象となります。

## ●●● 【施設利用助成金】を請求する場合 ●●●

領 収 書
互助会 太郎 様
花子 様
_____
_____
_____
〇〇会館（施設名）

- 提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。（コピーは無効とします）
  - 対象となる請求者が2名の場合（退職会員及び配偶者退職会員）はそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白部分にもうお一人の氏名を記入ください。
  - 手書きの領収書の場合は、ただし書き欄に泊数を記載したものを送付ください。記載のない場合は1泊として処理をいたします。
- ※同姓同名の方がおいでますので、余白部分にご住所を記入ください。

●●● 「短期人間ドック利用助成金」を利用する場合 ●●●

退職福祉部では随時、申込を受付しておりますので、希望日がある場合は受診日に余裕をもって、お早めにご連絡をお願いします。

申込書の受付後に希望受診機関に、当会より申込書を送付しています。申込み送付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。また、受診機関によって異なりますが、受診日の約1ヶ月前に問診票等がご自宅に送付されます。

## ～登録状況等にかかる注意事項について～

### ☆住所、金融機関等の変更

登録金融機関の解約や住所の変更がありましたら、至急ご連絡をお願いします。変更内容によっては、給付が中断することがあります。

また、同じ事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体となります。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供していましたが、個人情報保護法の施行により、個人の情報を外部団体に提供し合うことができなくなっています。変更の事由が発生した場合は、共済組合及び互助会双方へご連絡をお願いします。

### ☆健康保険証の変更

●国民健康保険加入者で、住所が変更（同市町村以外）された場合は保険証の記号番号も変更となりますので、健康保険証の変更もお知らせいただくことになります。

●後期高齢者医療保険になられる方は、退職福祉部より「保険証変更届」を75歳になられる誕生日月の上旬にお送りいたしますが、それに伴い該当者以外の退職福祉部加入者が変更になる場合は、その会員さまの変更も併せて報告いただくことになります。

（例）協会健保本人の退職会員が後期高齢者医療保険になる場合で、退職配偶者会員が、その協会健保の被扶養者の保険証を使用していたとき。

上記（例）の場合で、退職会員及び配偶者退職会員として、加入をいただいている方については可能な限り、お二人分の変更届をセットで送付するようにしておりますが、ご夫婦が、お互いに退職会員本人の資格を取得され、退職福祉部において、ご夫婦であることの確認が取れていない方については、お二人分の「保険証変更届」を送付できない場合があります。対象となる変更がある場合は、ご連絡をお願いします。

### ☆退職後の再任用、または特別職の方が退職したときの取扱い

退職会員又は退職配偶者会員の資格を取得した方が、その日以降、再任用等により市町村等の共済組合組合員（特別職を含む）の資格を取得したときは、その在職期間中は弔慰金以外の給付は中断となります。その在職期間が終了した場合は、「中断解除の手続き」が必要となりますので、退職福祉部へ必ずご連絡ください。必要書類を送付します。

福

## 異動届

一般財団法人 高知県市町村職員互助会 様

平成 年 月 日

退職会員番号

氏名

印

異動した内容を記入し、記名押印の上ご返送ください。

## お名前を変更される場合

フリガナ	
旧氏名	
フリガナ	
新氏名	

ご住所を変更される場合 (住所変更にともない健康保険証が変わる方については別途『保険証登録・変更届』が必要となります。)

新住所	〒 -
電話番号	( )-( )-( )
異動年月日	平成 年 月 日

## 振込金融機関を変更される場合 (合併により口座番号が変更になる方も必要です。)

ゆうちょ銀行以外の金融機関に変更する場合

金融機関名称	銀行名				支店名	
	預金種目	普通	口座番号		口座名義	フリガナ

ゆうちょ銀行に変更する場合 (通帳の3項目(銀行使用欄)の写しが必要です。)

ゆうちょ銀行	店番		口座番号		口座名義	フリガナ
--------	----	--	------	--	------	------

〒780-0870

営業時間: 平日 8:30~17:15(土・日・祝日等を除く)

高知市本町5丁目3-20

TEL 088-824-1306 (直)

(一財) 高知県市町村職員互助会

TEL 088-823-3213 (代)

(この書類は、高知県内の国民健康保険又は後期高齢者医療に加入された方のみ必要です。)

## 同 意 書

[ ] 長 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 様

私は、貴市町村の国民健康保険又は後期高齢者医療に加入しており、(一財)高知県市町村職員互助会退職福祉部の医療費補助金制度の対象者です。

貴市町村又は貴連合の保有する私の個人情報で、同互助会から自動給付による医療費補助金を受給するために必要な情報を同互助会に提供いただくこと、また、そのために必要となる私の世帯の個人住民税の課税状況および課税所得について、貴市町村担当職員が調査することに同意いたします。

※ [ ] 欄には加入されている国民健康保険の市町村名を記入してください。

平成 年 月 日

退職会員番号

住 所

退職会員氏名

印

配偶者退職会員氏名

印

お問い合わせ先

〒780-0870

営業時間:平日 8:30~17:15(土・日・祝日等を除く)

高知市本町5丁目3-20

TEL 088-824-1306(直)

(一財)高知県市町村職員互助会

TEL 088-823-3213(代)

## サマーパーティープラン2015

期間:2015年6月1日(月)から9月30日(水)まで 飲み放題2時間付き!!

## パーティーコース

お1人様  
5,400円  
(税サ込)

- ・シュリンプサラダ
- ・鰯のスタミナタタキ
- ・握り寿司
- ・たっぷり根菜酢鶏
- ・ぶりぶり花枝丸(イカ団子)
- ・ジャーマンポテト
- ・冷しそば
- ・デザート

お1人様  
5,400円  
(税サ込)

- ・酒肴5種盛り
- ・握り寿司
- ・お刺身盛合せ
- ・にんにく風味の海老炒め
- ・油淋鶏
- ・冷しそば

## 酔いどれコース



## レストラン『膳』

ランチ 11:30 ~ 14:00

平日ランチは  
「サラダ・ドリンクバー」付き!!

820円 (税込)

夕食 17:00 ~ 21:00

メニュー例

月変わり和御膳  
和心  
3000円(税込)月変わり和洋御膳  
黒潮ロマン  
3000円(税込)蟹づくし  
3000円(税込)※上記メニュー  
はご予約制とな  
ります楽しい夏のひとときをお過ごしいただく、  
高知共済会館の期間限定プランです。

## 全コース飲み放題2時間付

## 基本アイテム

- ・生ビール
- ・瓶ビール
- ・焼酎
- ・日本酒
- ・酎ハイ
- ・梅酒
- ・ソフトドリンク

飲めない方も安心!選べるチヨイス上記とは別に  
カクテルorノンアルコールビールをお選び頂けます!

## サマープラン 今年の特別特典!!

**特典①** 20名様以上の宴会限定!!  
幹事様と当館支配人のじゃんけん対決!!  
★幹事様勝利の場合 1名様料金無料!!  
★支配人勝利の場合 「美丈夫」1本プレゼント!!

## 特典②

10名様以上の宴会ご利用で、レストラン「膳」  
無料ペアグラスチケットをプレゼント!!

※表示価格は税金・サービス料を含んでおります。

## 宿泊のご案内

## 宿泊プラン

大好評のシニアプラン  
です!朝食付 5,940円  
(税サ込)

## 宴会&amp;宿泊プラン

大変お得な飲み放題付宴会宿泊  
プランです!  
4名様以上でお申込み下さい!!平日 10,000円  
休前日 12,000円  
(税サ込)

※宿泊予約時にシニアプランでのご予約とお伝え下さい。

## 高知共済会館



COMMUNITY SQUARE

〒780-0870 高知市本町5丁目3-20  
ご予約・お問合せ TEL:088-823-3211

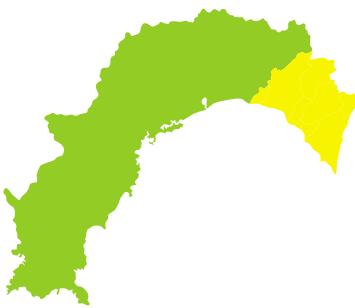
お得な宿泊プラン、会議室の詳細はこちら

<http://www.kochi-cs.jp>

高知の海・山・里から

# フェスタ フェスタ

まるごと東部博



高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 1階 物産店「フェスタフェスタ」では  
高知県34市町村の魅力と情報を発信しています。  
2015年7月からは「高知家・まるごと東部博」を開催中の  
**高知県東部**の特産品をご紹介しています!!



海洋深層水



ゆず製品



天日塩



天然鮎



魚梁瀬杉製品



マンゴー大福



シャーベット・アイスクリーム



しょうがチップス



ふりかけ



ポンカンジュース



マミソース



黒糖蜜

高知共済会館  
COMMUNITY SQUARE



〒780-0870 高知市本町5丁目3-20  
TEL: 088-823-3211 FAX: 088-823-3102



膳  
ZEN

1階レストラン[膳]  
旬のお料理をご用意し  
お待ちしております。

高知県東部にある6酒造のお酒をご準備!  
飲み比べてみませんか?  
また安田町天然鮎を使ったお料理もございます。